



ダイヤル 74-7007

こちら 匝瑳市消費生活センターです

Vol.12

消費生活センターでは、契約トラブル、
悪質商法、借金問題などの相談に、相
談員が無料で応えます。

ハタチ

20歳の皆さんご用心!新成人に多い契約トラブル

成人を迎えると、自分の意志で自由に契約ができるようになります。その反面、契約でトラブルになった場合の責任は自身が負うこととなります。新成人の消費者トラブルは未成年者と比べて多く、社会経験の乏しい若者を狙い撃ちする悪質な業者もいるため注意が必要です。

◆新成人のトラブル事例

- ・エステ店で体験コースを受けたところ、30万円のコースを勧められ、分割払いで契約してしまった。契約の解約を申し出たが13万円を請求された。
- ・知人から「儲かる話がある」と言われ、話を聞いたら「投資用ソフトに60万円が必要」と言われた。一度断ったが、消費者金融で借金をして支払ってしまった。
- ・インターネットで知り合った女性に、自己啓発セミナー

の契約を勧められた。「入会金90万円が必要」と言われ断ったが、借金をして契約してしまった。

◆責任を持って契約しましょう

一度結んだ契約は簡単にやめることはできません。責任を持って、軽い気持ちで契約しないようにしましょう。また、借金を勧める業者には特に注意しましょう。

支払いを分割払いにする場合は、無理のない契約かどうかよく確認しましょう。契約は、取り消しや解約ができる場合がありますので、一人で悩まず消費生活センターへご相談ください。



匝瑳市消費生活センター

日時…原則 月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時
場所…市役所3階産業振興課 ☎74-7007